

平成28年度 西伊豆町教育委員会第3回定例会

- 1 開催日 平成28年6月15日(水) 15:00～15:50
- 2 場 所 西伊豆町福祉センター2F 大会議室
- 3 出席者 藤井定男委員長・渡邊美成委員(職務代理)・藤井繭子委員・  
宮崎文秀委員(教育長) [事務局 高木光一]
- 欠席者 山本久美子委員
- 4 傍聴者 なし

委員長：ただ今の出席委員は4名です。過半数に達していますので、ただ今から平成28年度第3回の定例会を開催いたします。日程1の会議の日程ですが、本日15日、一日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員：全員異議なし)

委員長：日程2の「議事録の承認について」ですが、平成28年5月10日開催の第2回定例会の議事録については、私と矢岸高弘委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

(委員：全員異議なし)

委員長：日程3の議事録署名委員ですが、渡邊美成委員をお願いします。

(渡邊委員：了解)

委員長：次に議案ですが、日程4の第5号議案の「平成28年度準要保護児童生徒の追加認定について」は、対象世帯の所得や生活状況など個人情報を多く取り扱いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により秘密会として審議したいと思いますがいかがでしょうか。

(委員：全員異議なし)

委員長：それでは、全員異議なしと認めますので、本日の日程4の第5号議案は秘密会といたします。それでは、第5号議案「平成28年度準要保護児童生徒の追加認定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

高 木：それでは、第5号議案をご覧ください。平成28年度準要保護児童生徒の追加認定についてですが、学校教育法第19条の援助措置規程及び西伊豆町児童生徒就学援助費支給要綱第2条に基づき、就学援助費支給の対象とした準要保護児童生徒として認定してよいか提案するものであります。提案理由としては、準要保護者の認定基準である、児童扶養手当の支給を受けたためであります。詳細については、担当の端山から説明をさせていただきます。

端 山：(別紙資料で説明)

(秘密会により質疑省略)

委員長：第5号議案「平成28年度準要保護児童生徒の追加認定について」について賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

委員長：挙手全員ですので、第5号議案については可決されました。秘密会の議案が終了しましたので秘密会を解きます。

(秘密会終了)

委員長：次に、日程5、第6号議案「いじめの防止等のための基本的な方針（案）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

高木：それでは、第6号議案をご覧ください。「いじめの防止等のための基本的な方針（案）について」です。提案理由に記載してございますが、いじめ防止対策推進法第12条において、地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じて、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。となっているため、今回提案をさせていただくものであります。詳細につきましては、担当の山本学校教育係長から説明をいたします。

(説明)

山本（諭）：いじめの防止等のための基本的な方針（案）が手元にあるかと思いますが、これにそって説明させていただきます。まずいじめ防止対策推進法というものが平成25年に制定されまして、それを基に静岡県の方でいじめ防止等のための基本方針というものが制定されました。西伊豆町としてはこの静岡県の基本方針を基にまとめさせていただきました。こちらについては基本的に方針ということですのでいじめの定義等基本的なものから、いじめの発生などの対策や防止等のための対策についてどのように対応すればいいかというのを方針の方へと入れさせていただいております。西伊豆町独自の考え方として、4ページのいじめの防止等の対策という項目というところに組織の設置というものがございます。西伊豆町青少年問題いじめ等対策連絡協議会という形で設置を考えております。本来青少年問題連絡協議会というものがございますが、町長の意向もありまして既存の組織を利用していじめや不登校も含めての対策を考えていけないかということもありましたので、教育委員会で協議しまして今回青少年問題いじめ等対策連絡協議会という形で、条例で青少年問題連絡協議会の方が制定されているのですが、もう一度条例を見直して改正になるのかあるいは新しい条例として制定するのかというのは今後協議していくところなのですが、そういった形で組織を設置したいと考えております。またその協議会を構成する委員ですが、基本的には青少年問題連絡協議会にございます町長や保護士代表、民生委員、地区代表、PTA代表だとか入ってくるのですが、本来学校関係の問題等も密接に関連するということで、ここに教育長や教育委員長等を加えた形であらたに連絡協議会を立ち上げたいと考えております。それから実際にいじめの報告があつて、その後どのような風に対策を講じるかということですが、基本的にはこの青少年問題いじめ等対策連絡協議会の方で協議をしますが、重大事態に推移していった場合ですが、町の方で調査機関というものを設けるといって進めたいと思います。こ

れについては、8ページの三項の重大事態への対処という項目の重要事態についての調査という欄がございます。こちら7行目から書いてありますが、町長が重大事態の対処の必要があると認めるときは付属機関を設け、調査等の報告により学校又は教育委員会の調査結果について調査を行うという形で、このような事態が発生した場合には新たな付属機関を立ち上げるということになります。また付属機関を設けるということは、あらかじめ条例で定めておかなければいけません。これについては町長部局になるものですので教育委員会と直接関係ないものですが、立ち上げについての情報提供などは教育委員会も町長部局と協力しながら条例の制定を進めていきたいと考えております。以上が基本的な方針の大元となっております。

委員長：ただ今事務局から説明がありました。ご意見やご質問がありますか。

(質疑)

渡 邊：今年からか。去年一年やっていてこのような説明は無かった気がする。

高 木：新たな提案になります。

渡 邊：なかなかマニュアルでは対応しきれない部分があると思う。いじめと一言で言っても一つ一つケースが違うと思う。対応する人間もその人の親がどういう性格でどういう対応されるかというところでこっちのやれることが限られてくると思う。早急に対応するということは、文言としてはこのような言葉になると思うが、実際のところは具体的にどんな動きができるというのはどのようになるのか。どちらにしても事後報告になってしまうか。未然に防ぐということは壮大な話になる。まずいじめがあるということを見つければいいところも大事。そのいじめられた子はどうか、その子に対してどう寄り添っていくかということかと思う。いじめをどう叱るか、どうしていじめたのかという所をどこまで遡っていったらいいのか分からない。いじめた子に対処することも大事かもしれない。何より大切なのはいじめられた子にどのように寄り添っていくかという一点なのかと思う。この間の通学合宿で何か話をしてくれと言われたので、いじめはあるということをおもひながら話をした。人が集まれば絶対に軋轢が生じる、いじめだと思っていなくても取られた方がいじめだと思えばその時点でいじめになる。そうなるといじめというのは何を指しているのかも難しい。どこからいじめになるのか。なにか定義があるのか。

高 木：その辺も踏まえて、青少年問題いじめ等連絡協議会を立ち上げて検討することになると思います。重大事案とは、自殺や傷害事件等を想定していますが、その辺も協議会での協議になると思います。

渡 邊：何も無いという訳にはいかない。先ほどの学校のグランドデザインではないが、形骸化されたものになってしまう。

高 木：町長部局に重大事態を調査するための付属機関とありますが、付属機関は議会に議案提出をし、条例で定めなければなりません。何かあった時では遅いので事前に体制だけは整えておきたいと考えています。

藤 井：西伊豆町にはこのような関連の協議会はなかったのか。

高 木：いじめについての協議会はないです。協議するとなると教育委員会の定例会か臨時会になるかと思います。国からは通知ではもう少し細分化した組織を設置するようになっていきましたが、西伊豆町ではそこまで細かくしなくても、今回は協議会と町長部局に再調査機関を設置すれば対応できるであろうということでこのような提案となりました。

渡 邊：実際これをどの言葉にするのか。実際どんな対応ができるのか。

教育長：そういった点では4, 5ページの具体的な対策、施策のところになる。2ページまでは理念や考え方なので、それが何か起こった時にこういう体制をいたしましようということ。中心になってくるのは4, 5, 6ページになっており、何かあった時にはこの通りにする、このように整備するというのがこれまではなかった。そして今まで学校や教育委員会は隠ぺい体質といわれ、いじめがあっても中で隠そうという体制ではなく、このような外部の目を入れて整備しようという指針を作った方がいいのではないかということに基づいて作っているということになる。最初のグランドデザインを見たら、少し言葉が躍ってしまっていますが、これはある程度何項目か分かれている話なので、渡邊委員の言われていることはいじめが起きた後はどうするかということか。

渡 邊：実際その現場に入っていける機関なのか。

教育長：両方。いじめ防止の部分があって、いじめ防止のためにはこのような機関を置くという部分と、いざ事件があった場合には入っていく組織をいじめが起きてしまったから作るのでは間に合わないので、そういうことが起こってしまった場合に基本的な方針を決め、体制を作っておきましょうということになる。体制を整えておいて、願わくはそういう中で未然防止できればいいかと思う。なかなか難しいとは思いますが。しかもいじめがあり自殺があったという、学校の中だけで相談したり、教育委員だけで都合の悪いものを出さなかったり、実はいじめがあったけども出さないようにしようということでは困るので、このような外部組織の方に入ってもらったり、町長部局が入ってみんなでやっていきたいと思いますという、考え方としては一歩進んでいると思う。

渡 邊：どうしようもないと思う。抜本的な解決策があれば世の中に浸透していく。

いじめももう少し解決されていると思う。人間の本質的なものだと思う。

教育長：せめてそれを速やかに対応できる体制だけは確立しておきたいという話です。

委員長：実際この組織を作って、会合は事件の起きた場合に開くのか。

高 木：青少年問題連絡協議会というのは年2回開催しております。情報交換等もございますので、何もなくても年2回は開催したいと考えております。何か発生した時点ではその都度開催をと考えております。

教育長：渡邊委員がよく言われる、何委員会というのが多いのでここは新たに一つ立ち上げるのでは大変なので、既存の委員会があるのでそこを使い、それでも足りない部分は町長部局で別の組織をするにしても一つにしたい。

委員長：青少年問題協議会はなくなって、この名前になるということか。

高 木：そうなります。

渡 邊：実際に事件が起こったときいじめ委員会が何をやっていたのかということになるのでは。

教育長：いじめ防止として、意見体験発表会を行うことや、色々な活動するという  
ことで間接的につながっていくので、警察と情報交換をするということ  
である程度情報は出てくる。だが凶悪犯罪や非行はなく、深夜徘徊や喫煙が  
2件ありますとかそこら辺のレベルだと思う。あまり現実的な問題は無い  
とは思いますが、このような体制で組織して、色々情報共有等に心掛けていく  
と万が一あったとしても何もしていないとは違うと思う。

高 木：逆に対策を取っていないと何もしていないのかということになりますね。

委員長：そうすると意見体験発表会の主催団体の名前がこの名前になるのか。

高 木：そうです。

教育長：今西伊豆町青少年問題協議会となっており、それにいじめ等対策が追加さ  
れる形です。

高 木：4 ページの一番下の組織設置の関係になりますが、委員に教育長が入って  
おりません。「その他の児童生徒の健全育成推進する者」の中に含まれてい  
るようですが、そうであれば最初から教育長を入れておいた方がいいかと思  
いますがどうでしょうか。

教育長：こちらにあってもいい。もう一個の外部組織の方は無くてもいいですが、  
こちらはあった方が自然。

高 木：教育長を追加してもよろしいですか。

(特に異議なし)

教育長：言葉だけでなく実践でどう反映させていくかが大事。言葉がどんなにきれ  
いなものを並べてもしょうがないので、そのための体制作りとしてという  
意味です。

委員長：他にご意見はありませんか。無いようでしたら第6号議案「いじめの防止  
等のための基本的な方針（案）について」一部修正がありました賛成の  
方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

委員長：挙手全員ですので、第6号議案については可決されました。次に日程6の  
協議になりますが、「平成27年度西伊豆町教育委員会の自己点検・評価  
報告書の内容確認」について事務局から説明をお願いします。

高 木：それでは、協議案件になりますが、「平成27年度西伊豆町教育委員会の自  
己点検・評価報告書の内容について」です。こちらは、西伊豆町教育委員会  
評価委員会設置要綱第2条の規程に基づき、西伊豆町教育委員会の自己点検  
結果を評価委員に提出するため、別紙「西伊豆町教育委員会の自己点検・評  
価報告書」の記載内容についてご意見をいただきたく提案するものです。記  
載内容につきましては、事前にご確認していただいておりますので、  
最初から順番に確認をさせていただきたいと思っております。

(意見交換)

渡 邊：去年との比較をしていなかったが、何か変化はあるのか。

高 木：まず、議事録の公開が今回は「B」になったと思います。

渡 邊：毎年広報のところは低かったと思う。

藤 井：「C」から「B」に上がったということか。

高 木：そうです。ホームページ公開に向けて取組みをしておりましたので、「B」でもいいのかと考えております。

委員長：「C」は施設の老朽化の所か。

高 木：そうです。老朽化した施設の改修が進んでおりませんので「C」としました。

渡 邊：生涯スポーツの普及という項目は頑張っって欲しい。生涯スポーツの普及とはなかなか壮大なテーマになる。

高 木：職員の中にも若い人たちからお年寄りまで使えるスポーツ施設が欲しいという意見があります。また今年度は通訳や翻訳も出来る外国人を招聘しますが、その方が趣味でボディビルをやっていて、健康づくりのインストラクターとしてうまく活用できれば施設整備をしていただけないか町長と協議をしたいと考えています。

教育長：生涯スポーツの普及というような形です。

渡 邊：ゲートボール場は潤っているのか。どの地区でもあるのかと思った。

高 木：ゲートボールというより今はグランドゴルフです。

渡 邊：そういう空地には困っていないのか。

教育長：大浜や一色橋のところとか結構ある。

渡 邊：お年寄りは喜んで夢中になってやっている。80歳以上でも夢中にやっている人は多い。

高 木：今日ご承認いただければ評価委員さんに通知し、今月中に評価委員会の開催をして評価していただくこととなります。

委員長：評価委員が4人いるが評価について分かっているのか。事務局や教育委員会は分かっていると思うが。

高 木：確かに詳細は分からない部分もありますが、こちらから事業説明をして、第三者的な立場から評価をいただいております。

委員長：その他、何かありますか。特に無いようでしたら、特に修正箇所はありませんでしたので、原案のとおり教育委員会評価委員会に提出して下さい。以上で本日の議事案件は終了いたしました。それでは平成28年度第3回の定例会を終了します。皆様お疲れ様でした。

(平成28年6月15日 平成28年度第3回定例会議事録)

西伊豆町教育委員会会議規則第9条第2項の規定により署名する。

平成28年 7月 / 日

委員長 藤井定男

署名委員 渡辺美成